

# 西東京市高齢者等紙おむつ助成金交付サービス

## ～入院中の紙おむつ代を助成します～

### ■対象者 次の①から④のすべてに該当している方

- ① 入院期間中(紙おむつ代請求期間)に西東京市に住民登録をしている。
  - ② 40歳以上で介護保険認定において要介護1以上の認定を受けている。
  - ③ 医療保険適用の病院に入院し、現に紙おむつを使用し、その代金を病院又は病院が別途委託している業者等に支払っている。  
※医療保険外の入院や、ドラッグストア等で購入し、持ち込んだおむつは対象になりません。
  - ④ 入院期間中に生活保護等を受給していない。
- ※紙おむつ給付サービス(現物支給)を入院期間中(紙おむつ代請求期間中)に受けていた場合、その月は助成の対象になりません。

### ■助成限度額

月額 4,500 円(実費額が限度額に満たない場合は、その実費額を助成)

### ■申請について

#### (1)受付期間

受付期間が近づきましたら、HP等で具体的な期間をお知らせします。

対象月	受付期間
3月～6月入院分	7月中旬～7月下旬
7月～10月入院分	11月中旬～11月下旬
11月～翌年2月入院分	3月中旬～3月下旬

※窓口での受付は、上記受付期間の土・日・祝日を除いた日となります。

※郵送でも申請ができます。

#### (2)申請場所

高齢者支援課(田無第二庁舎1階、防災・保谷保健福祉総合センター1階)

#### (3)申請に必要なもの

- ① 西東京市高齢者等紙おむつ助成金交付申請書  
※成年後見人等が申請者となる場合、「登記事項証明書」の写しが必要です。
- ② 西東京市高齢者等紙おむつ助成金口座振込依頼書
- ③ 介護保険被保険者証のコピー
- ④ 振込先の口座が分かるもの(通帳のコピー)
- ⑤ 病院又は病院が別途委託している業者等が発行した領収書のコピー  
※領収書に、対象者氏名・病院名・入院期間・紙おむつの金額が明記され、領収印があることが必要です。領収金額とおむつ代が異なる場合、併せて領収金額の詳細がわかる明細書も提出してください。  
※病院が別途委託している業者等からの領収書で、病院名や入院期間等の記載がない場合は、病院が発行した領収書等のコピーを併せて提出してください。  
※紙おむつの金額にシーツやパジャマ代などが合算されている場合は、別途病院や委託業者等が発行した内訳のコピーが必要になります。

【問い合わせ】〒188-8666 西東京市南町五丁目 6 番 13 号  
西東京市健康福祉部高齢者支援課高齢者サービス係  
☎042-420-2810(直通)